



医療機関版

NEWS LETTER

2026 年 1 月号

アクエルド社会保険労務士法人

福岡県福岡市中央区舞鶴1丁目2番地8号
セントラルビル4階
TEL : 092-753-7550 / FAX : 092-753-7551

Topic

国民医療費 48 兆円超、過去最高を更新

2023 年度の国民医療費※は 48 兆円を超え、3 年連続の過去最高更新となりました。中でも、薬局調剤医療費の増加が大きいようです。年齢、性別、地域による差異も見られます。今回は、国民医療費の内訳に注目したいと思います。



人口一人当たり 38 万 6,700 円

2023 年度の国民医療費は 48 兆 915 億円（前年度比+3.0%）でした。これは GDP の 8.08% に当たります。人口一人当たりの国民医療費は 38 万 6,700 円（同+3.5%）でした。

診療種類別の前年比較では、医科診療医療費と歯科診療医療費は 2.1% の増加でした。薬局調剤医療費はさらに大きく伸び、5.8% の増加となりました。

65 歳以上の医療費が約 6 割

年齢階級別にみると、0～14 歳の医療費が全体の 5.8%、15～44 歳が 12.1%、45～64 歳が 22.0%、65 歳以上が 60.1% です。人口一人当たりでは、65 歳未満が 21 万 8,000 円、65 歳以上が 79 万 7,200 円です。

性別に注目すると、男女の全体の人口一人当たり国民医療費はほぼ同額ですが、年齢階級別では表のように差異があります。65 歳未満では女性が男性を上回っていますが、65 歳以上では逆転し、男性が女性を大きく上回りました。

■ 表:年齢階級・性別の人口一人当たり国民医療費

	男	女
全体	38 万 5,600 円	38 万 7,800 円
65 歳未満	21 万 4,100 円	22 万 2,100 円
65 歳以上	87 万 4,300 円	73 万 8,200 円

傷病分類別では、65 歳未満の第 1 位は「新生物＜腫瘍＞」で、13.4% を占めています。一方 65 歳以上では「循環器系の疾患」が第 1 位で 23.0%、第 2 位が「新生物＜腫瘍＞」で 16.0% を占めました。

都道府県により年間約 15 万円の差

都道府県別の人口一人当たり国民医療費が最も高いのは、高知県の 49 万 6,300 円で、鹿児島県の 46 万 9,800 円、徳島県と長崎県の 46 万 7,100 円が続いています。最も低いのは埼玉県の 34 万 2,500 円、次いで千葉県の 34 万 7,200 円、滋賀県の 35 万 1,300 円となりました。高知県と埼玉県の間は 15 万 3,800 円です。

詳細は、厚生労働省のホームページで公開されています。以下のサイトでご確認ください。

医療介護分野の職種別平均手数料額

多くの産業で人材不足の状況が続く中、職業紹介事業所を利用して人材を確保する医療機関もあるでしょう。ここでは、2025 年 9 月末に発表された資料※等から、医療介護分野の職種別平均手数料額に関するデータをご紹介します。

医師は減少

上記資料等から、医師、看護、介護の別に平均手数料額をまとめると、下表のとおりです。

医師の 2023 年度をみると、全国は 82.4 万円で前年度より 16 万円減少しました。地域ブロック別では、東北と中国を除くブロックで減少しています。

看護は増加

看護の 2023 年度をみると、全国は 63.9 万円の前年度より 9,000 円増加しました。地域ブロック別では、南関東と北陸、中国、九州を除くブロックが増加しています。特に北海道は、19.4 万円の増加と高い伸びを示しました。

介護も増加

2023 年度の介護は、全国が 55.1 万円で 5,000 円の増加でした。地域ブロック別では、10 のブロックのうち、増加と減少が半数ずつになっています。

ブロックごとの状況

2023 年度の地域ブロックごとの状況をみると、南関東だけが医師、看護、介護のいずれも平均手数料額が減少しました。また、北陸と近畿では、看護の平均手数料額が医師の平均手数料額より高い状況です。

地域によって異なる状況となっていることが、うかがえます。

地域ブロック別の職種別平均手数料額(千円)

	医師		看護		介護	
	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度	2022年度	2023年度
全国	984	824	630	639	546	551
北海道	1,053	804	338	532	547	519
東北ブロック	895	934	640	677	532	509
南関東ブロック	1,152	935	702	657	548	547
北関東・甲信ブロック	754	751	437	472	480	393
北陸ブロック	745	680	741	740	567	609
東海ブロック	872	762	706	723	550	591
近畿ブロック	626	525	655	662	546	569
中国ブロック	1,072	1,184	613	595	593	613
四国ブロック	1,195	1,047	512	532	582	564
九州ブロック	877	839	525	508	528	537

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
 南関東：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 北関東・甲信：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
 北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県
 東海：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
 九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

厚生労働省「全国及びブロック別 職種別平均手数料(額・分布)」より作成

※厚生労働省「地域ブロック別の職種別平均手数料及び離職率について」

ここでの平均手数料額は、常用就職件数（無期雇用または 4 ヶ月以上の期間を定めて雇用される者）の合計値とそれに係る手数料の総額より算出しています。また、地域については求人施設の所在地ではなく、職業紹介事業所の所在地が属する都道府県別にまとめたものです。2023 年度の詳細は次の URL のページから確認いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/36163_00001.html

医療機関でみられる 人事労務Q&A



『半日単位の年次有給休暇を導入する際のポイント』



当院の職員から、子どもの学校行事への参加や通院など、プライベートの事情に合わせて年次有給休暇を取得したいという希望が出ています。そこで、半日単位で年次有給休暇を取れるようにしたいと考えています。どのようなことに気をつけるとよいのでしょうか？



労働基準法では、年次有給休暇（以下、年休）は1日単位で付与することが原則とされています。その上で、就業規則などで医院がルールを定めることで、年休を半日単位（以下、半休）で付与することができるとしています。その際、半休の区切りをどうするかなどの検討が必要です。

詳細解説：

1. 年休の付与単位の原則

年休とは、心身の疲労を回復させ、リフレッシュするための休暇です。そのため、1日（午前0時からの24時間）単位での付与が原則ですが、就業規則などで医院がルールを定めることで、半休の制度を導入することが認められています。なお、半休を導入することは医院の任意であり、義務ではありません。



午前の診療時間が9時から12時までの3時間、午後の診療時間が13時から18時までの5時間というように午前・午後と分かれている医院が多いことを考えると、選択肢②は職員にとって分かりやすく、運用や管理もしやすいかもしれません。ただし、午前休を取得するか、午後休を取得するかによって働く時間数が異なるため、職員の間での不公平感が出やすくなります。

2. 半休導入時の区切り

半休を導入する上で、半日の単位（区切り方）を検討する必要があります。1日単位の年休が午前0時からの24時間であることを踏まえ、その半分である正午を区切りにすることが基本的な考え方ですが、以下のような合理的な区切り方も考えられます。

- ① 1日の所定労働時間を2等分した時刻を区切りとする
- ② 昼休憩の時刻を区切りとする

3. 所定労働時間が短い日の取扱い

診療が午前だけの日に年休を取得する場合、1日単位とすることが原則です。この場合、「せっかく休むのであれば、所定労働時間が長い日に取得しよう」という思いを持つ職員がいることから、診療時間が短いことを踏まえて、その日に年休を取得する場合は半休として取り扱うことも考えられます。

半休を導入することで、職員が個々の事情に応じて柔軟かつ有効に年休を活用することができ、働きやすさにつながります。管理のしやすさや不公平感が出づらい制度の導入が重要となります。

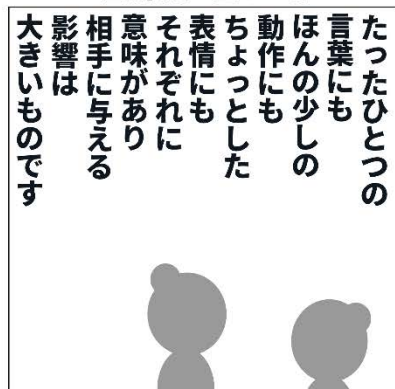
事例で学ぶ 4 コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『言葉ひとつで』



言葉ひとつで



ワンポイントアドバイス

接遇の基本は、相手の立場に立った「思いやりの心」であるとお伝えしております。

医療は治すことが重要ですが、治すまでのプロセス（過程）も大切です。患者様のクオリティー・オブ・ライフ（生活の質・生命の質）を高めるために、私達にできることはたくさんあります。それはとても嬉しくもあり、誇らしいことではないでしょうか？

院内では、言葉を使って患者様に説明をする場面がたくさんあります。

「言葉遣い」は、その方の「心遣い」そのものであるといわれます。明るく、優しい言葉をたくさん届けたいですね。

事例のマギさんは、相手に伝わればよく、言葉遣いに気を遣う必要はないと考えているようですが、患者様の立場に立った一言、それが配慮につながる説明といえるでしょう。

例．歯科医院でレントゲンを撮る場合の説明

「機械が回りますので、じっとしててください」

…… このような説明では、機械の説明をしているように聞こえてしまう場合があります。

「頭の周りを機械が動きますので、しばらくこのまま、動かずにお待ちくださいね」

…… このようにお伝えすると、患者様の視点からの説明に変わります。

患者様を主役に、患者様を中心に「説明」することができれば、トラブルを防ぐことができます。分かりやすいと感じていただくことができますし、嬉しいと思っていただけることもあるでしょう。優しい心の一部を温かな一言にして、患者様に届けてみましょう。

患者様が主役、それが患者様のクオリティー・オブ・ライフです。